



発行所・北海道保険医会
〒060-0042
札幌市中央区大通西6丁目
北海道医師会館3F
TEL. (011) 231-6281
FAX. (011) 231-6283
編集発行人 加藤 康夫
●毎月5・20日発行
●定価1部千円120円
●郵便振替 02790-3-20354

(会員の購読料は、会費に含まれています。)
Eメール info@h-hokenikai.com

本会のホームページアドレス
http://h-hokenikai.com/
是非ご覧ください

主な目次
2面... 時論「本格始動も前途多難 医師の働き方改革」
3面... 読者のひろば
4面... 医療保険診療研究
●保険医こぼればなし

75歳以上の窓口負担2割化

国民への説明不足で現場は混乱

政府は75歳以上の窓口負担を10月1日から2割に引き上げた。国民への周知もそれほどされていない状態での強行施行となり医療現場は混乱している。さらに医療機関の窓口業務に負担はかけないと厚労省は説明していたが、1円単位の会計が必要になる事務業務が発生している。

国民および医療機関への周知不足

この窓口負担の増額の根拠となる法律は2020年12月15日に閣議決定され、2021年通常国会において成立したものである。2008年70〜74歳の窓口負担2割化への増額時には本会も反対運動をしてきたが、6年間凍結の特例処置が行われた。しかし、今回はコロナ禍にもかかわらず、わずか1年での強行施行となった。メディアを通じた国民への周知も全くされず、医療機関へのクレームとなって現場を混乱させている。医師会をはじめとした医療機関へのパンフレット配布等は延期を予想していたのか小さな扱いで、窓口負担

増を知らなかった医師もいる状況である。政府や厚労省はむしろ周知徹底することを避け、反対運動を起させない手法をとり、コロナ禍の混乱の中で、医療制度改悪を強行した。今回の窓口負担増額制では激変緩和のため、支払い増加額を3000円に抑える配慮措置が設けられた。厚労省は医療機関での事務作業負担増はないと明言していたが明らかに違い、煩雑となっている。簡単に説明すると、事前説明では患者負担が1割から2割に増額され、その支払額が3000円を超えた場合に、患者自身が登録した口座

に払い戻しがされるといふ説明であった。しかし、実際の業務は自己負担3000円を超えた時点で、1割負担の支払いとなるように電子カルテやレセプトコンピュータは計算し、1円単位での支払いが発生している。その後、同月同院に来院した際には1割負担での支払いとなる。そもそも医療機関では1円硬貨や5円硬貨を扱う医療機関はそれほど多くない。両替や硬貨の管理等の事務作業はまったく配慮されていない。さらに、この激変緩和政策は複数の医療機関で自己負担3000円を超えた場合の対応は、登録口座への償還払いで対応するという。同一医療機関においても償還払いで対応すれば窓口業務が増えることなく対応可能であったはずだ。ましてや政府はオンライン資格確認システムを来年度から義務化すると明言している。そのシステムを使えばこれらの医療機関間の支払いは透明化され自己負担の支払いの煩雑な事務作業は簡単に処理できたはずである。ちくはく医療制度改悪が続いている。

高齢者負担のさらなる負担増

老齢年金の年金額が、2022年4月から引き下げられた。これは昨年度までの物価や賃金の変動率がマイナスだったことに伴う改定で、年金額は前年度比0.4%少なくなっている。さらに物価高騰で食料品など6305品目(帝国データバンク調べ)が10月に値上げされた。電気代やガソリン代も高騰しており、欧米諸国は天然ガスの税率や電気代の付加価値税

自己負担枠拡大

協会けんぽは、将来的には2割負担の対象範囲を高額医療費の「一般区分」全体に広げるように求め、さらに後期高齢者の保険料も見直すことにも言及している。高齢者3割負担への布石である。政府は将来的にはマイナンバーの活用を考えたおり個人の預金や財産など金融資産を調査し、その資産額に応じての医療費負担を検討している。

生活必需品の価格上昇

生活必需品の価格上昇が止まらない。資源、原材料の高騰に歯止めがかからず、円安がコスト増に拍車をかける。実質賃金は前年同月比1.7%減、物価上昇に賃金上昇が追い付かない。高齢者は年金引き下げで収入が目減りしている。輸出大企業や富裕層向けの緩和策が取られ、企業内部留保は516兆円に膨れ上がった。日本の社会保障の脆弱性が明らかにもかわらず、人口減、高齢社会による危機を口実に、政府内での討議は

12/31まで新規加入募集中! 加入日: 令和5年4月1日
S38年10月2日~S39年2月1日生まれの先生はご加入のラストチャンス!
新型コロナ<疑い含む>での休業に
保険医休業保障共済保険 (休保制度)
9/26以降も今まで通り、自宅療養でも給付します!
政府のコロナ感染者の全数把握見直しに伴い、9月26日より生保会社によっては「みなし入院」による医療保険の入院給付金の支払い対象を重症化リスクの高い方に限定する見直しを行っています。
※支払い条件については加入している会社が発表する情報を確認してください。
本会の休保制度は9月26日以降も従来通り、新型コロナに感染した場合をはじめ、コロナの濃厚接触者(PCR検査陰性)となったことによる休業でも給付の対象となり、入院でも自宅療養でも保障の対象です。
ただし、給付を受けられるには所定の要件があります。詳細をご説明いたしますので、コロナによる休業を開始された場合は速やかに本会までご連絡ください。
お問い合わせは本会事務局共済部 TEL: 011-231-6281 まで

HPVワクチンのこれまでとこれから
女性部会 市民公開WEBセミナー
10月22日、「HPVワクチンのこれまでとこれから」と題して市民公開WEBセミナーを開催。北大環境健康科学研究教育センターのSharon Hanley 特任講師をお迎えした。全国から一般市民、医療関係者、教育関係者や海外からの参加者等63名が参加した。
はじめに講師はHPVについて触れ、「子宮頸がんを引き起こすウイルスとして有名であるが200種類以上のタイプがあり、その内15種類の発がん性HPVの中には咽頭がん、膣がん、肛門がん等を引き起こすものが含まれている」と説明。その後、「女性の約8割が一生に少なくとも1回はHPVに感染している」と言われ、その内の1%が子宮頸がんになるため、患者数は多い」と話した。
日本のHPVワクチンの現状についても触れ、HPVワクチン接種に関するこれからの日本の課題は5つあり、①負担を減らすために接種を3回から2回へ見直す②思春期男子への接種③HPVワクチンの登録制度の創設④リスクコミュニケーション戦略⑤9価ワクチンを待っている保護者への情報提供と強調した。最後に「どんな医学的介入にもリスクとベネフィットがある。医学的介入はリスクをはるかに上回る利益がある時にのみ導入される。特に検診とワクチンは対象者が健康な方なため、ワクチン効果が高く、リスクが低くないと導入されないと述べた。セミナー終了後、アンケートでは「すばらしい講演だった。たくさんの人に聞いてほしい」「難しい内容だが理解しやすかった」などの声があり、盛会だった。

生活必需品の価格上昇が止まらない。資源、原材料の高騰に歯止めがかからず、円安がコスト増に拍車をかける。実質賃金は前年同月比1.7%減、物価上昇に賃金上昇が追い付かない。高齢者は年金引き下げで収入が目減りしている。輸出大企業や富裕層向けの緩和策が取られ、企業内部留保は516兆円に膨れ上がった。日本の社会保障の脆弱性が明らかにもかわらず、人口減、高齢社会による危機を口実に、政府内での討議は

千里眼
生活必需品の価格上昇が止まらない。資源、原材料の高騰に歯止めがかからず、円安がコスト増に拍車をかける。実質賃金は前年同月比1.7%減、物価上昇に賃金上昇が追い付かない。高齢者は年金引き下げで収入が目減りしている。輸出大企業や富裕層向けの緩和策が取られ、企業内部留保は516兆円に膨れ上がった。日本の社会保障の脆弱性が明らかにもかわらず、人口減、高齢社会による危機を口実に、政府内での討議は

75歳以上2割化に伴う窓口業務

上限を超えると1円単位で徴収に

2022年9月30日まで

区分	自己負担額
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

2022年10月1日から

区分	自己負担額
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割 ※負担増加額3,000円以上の人は1割+3,000円
一般所得者等	1割

図1 後期高齢者の窓口負担

2割負担の対象は、①75歳以上(65歳~74歳で一定の障害があると認定された方を含む)②「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(複数世帯の場合320万円以上)かつ課税所得が28万円以上となる。後期高齢者医療制度の被保険者の約2割が該当する(図1)。

窓口での事前準備が必要。窓口負担割合が2割の場合、負担を抑える配慮措置が3年間(2022年10月1日から2025年9月30日まで)適用される。配慮措置は、同一の医療機関で入院以外の医療費のうち、1カ月の中で1割から2割への増加額が3,000円を超えた場合に1割負担相当額に抑える新たな仕組みである。増加額が3,000円を超えた日以降診療日ごとに1円単位で計算し、窓口負担を決定する(図2)。

配慮措置の概要

- 【期間】 3年間(2022年10月1日~2025年9月30日)
- 【内容】 3,000点まで2割負担、3,000点を超過する点数から1割負担(1円まで徴収)

- ・対象は入院外診療
- ・一医療機関単位で日ごとに計算
- ・通常の高額療養費制度(上限1万8,000円)と配慮措置のいずれか低い額を徴収
- ・複数医療機関で配慮措置の対象となる場合、高額療養費制度の償還払い制度で還付

配慮措置のイメージ(月合計が3,813点の場合)

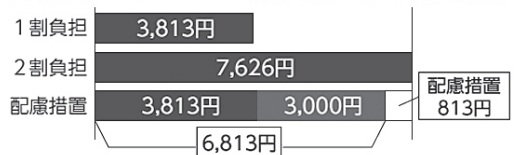


図2 配慮措置の概要

配慮措置適用後の3,000点超は1円単位で徴収。医療機関の窓口では3,000点まで2割分を徴収する。月途中で3,000点に達した場合、それ以降は1割分を1円単位で徴収する。窓口では、①負担割合決定のため月の累計点数の管理②3,000点を超過する日の窓口徴収を算出するため月の窓口徴収額の累計管理が必要となる(図3)。例を挙げて解説する。

時論

「医師の働き方改革」本格始動も前途多難

「窓口負担の考え方」

2018年「働き方改革関連法」が成立し、罰則付きの時間外労働の上限規制が設けられた。ただ医師については、業務の特殊性に鑑みて猶予期間が設けられ、規制の適用は2024年4月からとなる。適用後の医師の時間外労働は過労死ラインとされる原則年間960時間まで(A水準)となる。「医師の働き方改革」の本格運用に向けて、コロナ禍等の影響もあり医療機関は特例水準の指定に向けた申請に苦慮しており、スケジュールありきの

拙速な運用開始は地域医療に歪みが生じることが危惧される。改正する法律が成立し、地域医療提供体制や医師養成のための特例として、地域医療確保の時間外労働をして保暫定特例水準(B水準)は、すべての勤務医が

議論を経て2021年5月、医療法の一部を改正する法律が成立し、地域医療確保のための特例として、地域医療確保の時間外労働をして保暫定特例水準(B水準)は、すべての勤務医が

保団連は本年9月、33都道府県3551病院にアンケートを送付し736病院(回収率20.7%)から回答を得た。申請予定の病院では、すべての勤務医が

医療機関の評価が始まり、その後都道府県から「特定労務管理対象機関」としての指定が必要になる。千数百の医療機関が申請するとの予想があり、評価には数カ月間要するとされる。申請の煩雑さに加え33万円とされる受審料がかかり、違反した場合は罰則(6カ月以内の懲役または30万円以下の罰金)対象となる。国は医師の過重労働の改善を医療機関に押し付けるだけでなく、医師数増加や負担軽減の方策を示すべきである。

【窓口負担の考え方】月の合計が3,000点を超える場合に配慮措置の対象となる(図5)。

1日目・2日目の時点では3,000点を超過していないため2割負担である3,870円・2010円を徴収する。

3日目は、3,040点のうち1日目・2日目の点

【レセプト明細書】配慮措置が適用となる場合は、一部負担金額の欄にその月の徴収額の合計を記載する。3,000点以下で配慮措置が適用されない場合は、従来通り合計点数のみの記載となる。

【レセプト明細書】配慮措置が適用となる場合は、一部負担金額の欄にその月の徴収額の合計を記載する。3,000点以下で配慮措置が適用されない場合は、従来通り合計点数のみの記載となる。

【レセプト明細書】配慮措置が適用となる場合は、一部負担金額の欄にその月の徴収額の合計を記載する。3,000点以下で配慮措置が適用されない場合は、従来通り合計点数のみの記載となる。

【レセプト明細書】配慮措置が適用となる場合は、一部負担金額の欄にその月の徴収額の合計を記載する。3,000点以下で配慮措置が適用されない場合は、従来通り合計点数のみの記載となる。

連載開始

「釣りを科学し、哲学する。」をテーマに、季刊誌「釣道楽」の発行人である坂田潤一氏に5回にわたり執筆していただく。坂田氏は、釣り・アウトドア雑誌の編集者として「R&B」の制作に携わり、「北海道の釣り」編集部などを歴任する経歴をもつ。北海道が誇る大自然の魅力とフィールドの現状をアウトドアライフを通して伝える活動等を行っている。



シリーズ 釣りを科学し、哲学する。
第1回 釣りの定義
「釣道楽」発行人 坂田潤一

読者のひろば

2022年7月にD1スクエア新さっぽろ3階に開院いたしました。循環器に関するご相談は内科系、外科系問わず、遠慮無くお申し付け下さい。肥満を少しでも解消し

COVID-19の影響

札幌支部 新札幌心臓血管クリニック 大川 洋平

ようと、そしてストレス発散を目的にジョギングを50歳から初めました。少しずつ走る距離も伸びてきて、いつしかマラソン大会に参加するようになり、タイムは酷いものですが、なんとかフルマラソンを完走するようになりました。道内の色々な場所の大会へ参加するのが楽しくなり、多い時は1年で18の大会に参加しました。しかしながらCOVID-19の影響により、2020年からマラ

ソン大会がことごとく中止となりました。当初の目的を忘れ、いつしか大会参加が走るのモチベーションになってしま

このたび記事を書かせていただくことになりました。勤医協もみじ台歯科の榎館洋佑です。20

健康増進

札幌支部 勤医協もみじ台歯科診療所 榎館 洋佑

から無理だと思い、今年の大会参加は断念しました。もうすぐ冬になり外を走る機会もかなり減ってきます。どこかのジムに行

色々と誘惑が増え、更に練習する時間が減ってきます。筋肉量の低下は日に目立ってきて、焦

19年に北海道大学歯学部を卒業し、今年で卒業後4年目になる27歳の独身男性です。この記事では

学生時代は陸上競技部に所属し、デンタルなどが低温調理でした。炭水化物を控えて鶏むね肉を積極的に食べるよう改善

食生活も見直そうと考えたとき、思いついたのが低温調理でした。炭水化物を控えて鶏むね肉を積極的に食べるよう改善

今後の目標として走る距離を伸ばし、ペースも上げてどんどん走れる身体作りを進めていきたい

複数の医療機関での配慮措置の取り扱い
複数の医療機関や調剤薬局での窓口負担は、これらを合算して取り扱うこととなり、1カ月当たりの引き上げに伴う負担増額が3,000円を超える患者が事前登録した口座へ4カ月を目途として償還される。事前登録をしていない患者の場合は、返金の対象となつた際に申請書が送られる。

【3,000点を超える日の計算方法】

①窓口徴収の月上限額の計算※
3,000円+累計点数×1円

②3,000点超過日までの累計窓口徴収額

③3,000点超過日の窓口徴収額(①-②)

窓口徴収上限額-累計窓口徴収額=③

※月の初日に3,000点を超える場合は①で算出

図3 一部負担金の算出

- 3日目の窓口負担の計算
①3,000円+3,241点×1円=6,241円
②3,870+2,010=5,880
③6,241-5,880=361円
- 4日目の窓口負担の計算
572×1円=572円

図4 計算方法

日の診療点数	月の累計点数	窓口徴収上限額	窓口負担額	窓口徴収額累計
1日目 1,934点	1,934点	累計点数が3,000点以下 2割負担	3,870円	3,870円
2日目 1,003点	2,937点		2,010円	②5,880円
3日目 304点	3,241点 *配慮措置	①6,241円	③361円	①に同じ
4日目 572点	④3,813点 *配慮措置	⑤6,813円	572円	⑤に同じ

図5 配慮措置が適用となる計算イメージ

→〈レセプト記載〉

公費分点数	請求決定	点	合計	④ 3,813 点
患者負担額(公費)	決定	円	決定	点
高額療養費	※	円	一部負担金 減額免除・支払猶予	⑤ 6,813 円

【3,000点を超える日の計算方法】

①3日目時点の窓口徴収上限額
3,000円+3,241点×1円=6,241円

②2日目までの窓口徴収額の累計
3,870+2,010=5,880円

③3日目の徴収額(①-②)
6,241-5,880=361円

【3,000点を超える3日目の考え方】

2割 (6,000円-5,880円) → 120円

累計が3,000点までは2割の6,000円まで徴収

304点 < 1割 (3,241点-3,000点)×1円 → 241円

3,000点超の1割分は、1円単位で徴収

計 361円

グループ保険 配当金還付のお知らせ

2021年度配当率 **30.66%**

2021年度のグループ保険配当金を下記要領で保険料振替口座に送金いたしますのでご確認ください。

対象者 グループ保険ご加入者(2022年9月30日時点)

対象期間 2021年10月1日~2022年9月30日

送金予定日 2022年12月9日(着金までに2、3日かかる場合があります)

「配当案内」「控除証明書」「加入者カード」は、封書で11月最終週に発送予定です。

*2021年度は6名の方に保険金をお支払いしました

・死亡6名…会員5名・配偶者1名(50代1名、60代3名、70代2名)

グループ保険

死亡時・高度障害時にお支払いする保険

メリット

- ①法人加入の場合の保険料は原則全額損金算入できます。
- ②断然安い保険料で最高6,000万円まで保障します。
- ③剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします!
- ④面倒な医師の診査は不要。簡単な告知でお申込みできます。

月額保険料と保障金額 <会員本人 男性の場合> ※一部抜粋

保険年齢	6,000万円	5,000万円	1,000万円	500万円
46~50歳	14,100円	11,750円	2,350円	1,175円
51~55歳	20,520円	17,100円	3,420円	1,710円
56~60歳	29,640円	24,700円	4,940円	2,470円
61~65歳	45,360円	37,800円	7,560円	3,780円

〈お申込み資格〉

- ・会員・配偶者…満65歳6カ月未満の方
- ・子ども…満2歳6カ月超満22歳6カ月以下の方

医科

保険診療研究

コロナ特例が要件を厳格化して11月以降も延長に

令和4年10月26日付の厚労省事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79))により、令和4年10月末までとされていた、①コロナ疑い患者に面談診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算(250点)」と、②コロナ陽性患者に電話等による診療を行った場合の「電話等による診療(147点)」が、算定要件が変更された上で延長になりました。

今号では、11月以降のコロナ特例の取扱いについて解説いたしますのでご確認ください。

1. コロナ疑い患者への「二類感染症患者入院診療加算(250点)」

(令和4年11月1日から令和5年2月末までの取扱い)

【算定要件】

以下の(1)~(4)のいずれかに該当する医療機関であって、発熱外来の時間にコロナ疑い患者を外来診療した場合に「二類感染症患者入院診療加算(250点)」を算定できます。

なお、以下のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日(月曜日)から、「二類感染症患者入院診療加算(250点)」を算定することができます。

- (1) 令和4年10月13日以降に、新たに「診療・検査医療機関」として北海道から指定され、その旨が北海道のホームページに公表されている。
(2) 令和4年10月31日以前から既に「診療・検査医療機関」として北海道から指定され、その旨が北海道のホームページに公表されていた医療機関であって、令和4年11月1日以降の発熱外来の時間を、令和4年10月13日時点の同時刻と比べて1週間あたり30分以上拡充している。
(3) 令和4年10月31日以前から既に「診療・検査医療機関」として北海道から指定され、その旨が北海道のホームページに公表されていた医療機関であって、令和4年11月1日以降、過去に通院歴の無い患者も新たに発熱外来の『診療対象患者』として拡充している。
(4) 令和4年10月31日以前から既に「診療・検査医療機関」として北海道から指定され、その旨が北海道のホームページに公表されていた医療機関であって、令和4年11月1日以降、発熱外来の時間を1週間に8枠以上確保している。
(「1週間に8枠以上」とは、各日の『発熱外来の時間』を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの『発熱外来の時間』が合計8枠以上に該当することをいう)

【その他】

- (1) コロナ疑い患者への「院内トリアージ実施料(300点)」は引き続き算定できます。
(2) コロナ疑い患者への「院内トリアージ実施料(300点)」と「二類感染症患者入院診療加算(250点)」は、小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料と併せて算定できます。

Table with 4 columns: 区分番号, 診療行為名称, 点数, 請求コード. Rows include B001-02 (院内トリアージ実施料) and A999-00 (二類感染症患者入院診療加算).

(令和5年3月1日から令和5年3月末までの取扱い)

上記の【算定要件】を満たした場合に算定できる点数が「慢性疾患の診療(147点)」に代わります(令和5年3月1日以降は「二類感染症患者入院診療加算(250点)」は算定できません)。

Table with 4 columns: 区分番号, 診療行為名称, 点数, 請求コード. Row includes B000-00 (慢性疾患の診療).

※請求コードは現時点のもので、今後新たに設定される可能性がありますので、ご注意ください。

2. コロナ陽性患者への「電話等による診療(147点)」

<令和4年11月1日から令和5年3月末までの取扱い>

【算定要件】

以下の(1)~(4)の要件を全て満たした場合に、コロナ陽性患者への一連の診療において、初回の電話等による診療の実施時に限り(初回時のみ)、「電話等による診療(147点)」を算定できます。

- (1) ①北海道のホームページに「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関、②保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関、のいずれかの医療機関であって、重症化リスクの高いコロナ陽性患者(入院外)に対して電話等でコロナに係る診療を行う。

重症化リスクの高い患者

- 1. 65歳以上の患者
2. 40歳以上65歳未満の患者のうち、重症化リスク因子を複数持つ患者
<重症化リスク因子>
ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下
3. 妊娠している患者

- (2) 電話等によりコロナに係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表している。
(3) 季節性インフルエンザに対応する体制を有している。
(4) 以下のいずれかに該当する。

- ① 令和4年11月1日以降から12月31日までの間に、新たに電話等によるコロナ陽性患者への診療を開始した医療機関。
② 令和4年10月31日以前から既に電話等によるコロナ陽性患者への診療を行っていた医療機関であって、下記のいずれの時間帯にも電話等によるコロナ陽性患者への診療が可能な体制を有している。
ア 1週間に8枠以上。
(「1週間に8枠以上」とは、各日の『電話等によるコロナ陽性患者への診療に対応可能な時間』を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの合計が8枠以上に該当することをいう)
イ 表示する診療時間以外の時間、土曜日、休日の中で合計週3時間以上。

【その他】

- (1) コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療を行った場合に1日につき1回算定できる「二類感染症患者入院診療加算(250点)」は、引き続き算定できます。
(2) 電話再診料(73点)は別に算定できます。

Table with 4 columns: 区分番号, 診療行為名称, 点数, 請求コード. Rows include A210-00 (二類感染症患者入院診療加算) and B000-00 (電話等による診療).

公園の話

保険医こぼれなし

週末のランニング、飽きないように走ったことのないコースを探索する。走り始めて10年近くになるのでコース選びに苦慮している。走るにはロケーションも大切で、避けていたエリアがあった。交通量の多い殺風景な道で、工場や老健施設が点在しごみ処理所があったことを記憶している。2時間のランニングには、コンビニや自販機、汗だくの顔を洗えるような水飲み場やトイレのある公園が必須で、このコースは該当し...

は既に開放され、綺麗なトイレや自販機もあり人はまばら。自分だけの秘密基地を発見したような高揚感が覚めぬまま帰路に向かった。後日、夕刊の記事でその公園の存在を改めて知った。「人口減の札幌が増える公園」札幌の人口が減少に転じ始めているのに、なぜ新たな公園が整備され続けているのか解説されていた。公園政策を担当する建設局みどりの推進部によると「公園の隔たりの解消」のためだという。各区に最低一つの総合公園を建設する施策を進めて...

いるらしく、その区では競技場に隣接した大きな公園はあるが、分類上は運動公園となり総合公園とは役割が違うらしい。私の見つけた秘密基地もゴミ埋め立て処分場跡に作られたようで、完成にはあと2年かかるそう。このような時期だから公園の存在も大きいだろう。ゆくゆくは少しずつ認知され大勢の子供達や家族の憩いの場になればと思う。でもこしはランニングで疲れた身体を癒すオアシスであればと密かに思い、公園名は記さない事をお許し願いたい。(佐藤)

保険医会の動き

- (10月)
1日 公開医政講演会
13日 保険診療セミナー
22日 市民公開セミナー
25日 第7回理事会
29日 ボウリング大会

理事会だより

第7回理事会

日時 10月25日(火)
場所 本会会議室(ウエブ)

- 協議事項
① 11月度の主な活動について

- ② 2022年度支部長会の議案について
③ 「電子カルテの導入生活に関するアンケート」の実施について
④ 保団連理事定数問題に関する保団連への回答について
⑤ すべての世代が安心して受けられる医療・介護を！医療・介護の負担増を中止し、窓口負担の大幅軽減を求める請願署名(案) 組織討議のお願い
⑥ 次期会長選挙委員会からの協議報告について
⑦ その他

開業医のための実務セミナー 集客(集患)アップのために!!

初心者のためのSNS活用セミナー

日時 11月30日(水) 19時~20時30分
場所 Zoomウェビナーによるオンラインセミナー
対象 会員、会員所属の医療機関職員
参加費 無料
申込 QRコードからネットで申してください



講師 白藤 沙織氏 (株式会社正文舎 取締役Webプロデューサー)



申込フォーム

2020年からの大きな社会変化で、「今までのやり方では集客できなくなった」、「SNSやホームページを活用したい」とご相談いただくことが多くなりました。しかし、やり方がわからないという方のために、どんなSNSを使って、どのような内容を届けたいのか、気を付けることは何かを改めて考えていただくためのセミナーです。